

運営理事会協議結果

- 1 予・決算特別委員会局別審査における外郭団体の参考人招致の実施について、新たに市会運営委員会申し合わせ・確認事項に追加する
- 2 参考人招致に係る依頼書の提出期限については、質問通告及び質問調整の期間をより考慮した運営とすることから、参考人招致日の6日前（市の休日は除く。）までとし、市会運営委員会申し合わせ・確認事項を変更する。
 なお、提出期限の変更に伴い、依頼書の提出にあたっては、招致を予定している機関を所管する局を通じ、あらかじめ調整を行う。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正（新旧対照）

※下線部は改正箇所

現 行	改 正 後
<p>予・決算特別委員会</p> <p>13 指定管理者及び地方独立行政法人の参考人招致について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施手続について ア及びイ (略) ウ 提出期限は、参考人招致日の <u>10</u> 日前（市の休日は除く。）までとする。</p> <p>その他</p> <p>7 指定管理者及び地方独立行政法人の参考人意見聴取の方法について</p> <p>指定管理者及び地方独立行政法人についての委員会での参考人意見聴取の方法は、参考人の意見陳述とその後の質問に対する答弁によるほか、質問に対する答弁のみを行う方法によることもできることとし、いずれの方法で行うかは当該委員会が決定する。</p>	<p>予・決算特別委員会</p> <p>13 指定管理者、<u>地方独立行政法人及び外郭団体</u>の参考人招致について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施手続について ア及びイ (略) ウ 提出期限は、参考人招致日の <u>6</u> 日前（市の休日は除く。）までとする。</p> <p>その他</p> <p>7 指定管理者、<u>地方独立行政法人及び外郭団体</u>の参考人意見聴取の方法について</p> <p>指定管理者、<u>地方独立行政法人及び外郭団体</u>についての委員会での参考人意見聴取の方法は、参考人の意見陳述とその後の質問に対する答弁によるほか、質問に対する答弁のみを行う方法によることもできることとし、いずれの方法で行うかは当該委員会が決定する。</p>